

内閣二十二質第一号

昭和三十年四月九日

内閣総理大臣 鳩山一郎

参議院議長 河井彌八殿

参議院議員田中一君提出国家公務員法を適用される職員の中現業的職務にある職員の人事行政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員田中一君提出國家公務員法を適用される職員の中現業的職務にある職員の人事行政に關する質問に対する答弁書

一 現在のところ、御質問の事項について調査した正確な資料がないので、鋭意調査中であるから、約一箇月ほど御猶予願いたい。

二 常勤勞務者の数については、従来正確な資料がなく、人事院において目下調査中であるので、これがまとまるまで、約二箇月の御猶予を願いたい。なおとりあえず別表「常勤勞務者予算定員調」を提出する。

いわゆる常勤的非常勤職員は、制度上明確でないので、その人員数も現在のところこれを明らかにすることはできない。

三 一、二、三の省庁において、技能勞務關係の職員を、本人の同意のもとに定員内職員から常勤勞務者に配置換したという事実はあるが、その人員は現在のところ明らかでない。

このような措置を本人の承認を得て行つてゐる場合には、通常、不利益な処分とは考えられないが、本人がこれを著しく不利益な処分と考へる場合には、人事院に対して審査請求を行うことができる。

四 お見込のとおりである。

五 現在国土の保全及び開發の事業を遂行している建設省においては、余剰人員はないと考へられるが、定員法の改正に伴う行政整理については、事務の簡素化、能率の向上等に一段の工夫を加えてこれを實

施したいと思う。

なお建設省には、定員法上の一般常勤職員、準職員(常勤労務者)及びいわゆる補助員と称される非常勤職員が勤務しているが、これらの職員はその任用及び勤務条件等につき、それぞれ制度上の根拠を異にするものであり、かつ準職員及びいわゆる補助員については、その給与は単年度予算における事業費から支出され、その人員は事業量の増減に直接影響を受ける性格を有するので、これらの職員が存在して勤務しているということから直ちに定員に余剰があるかないかということ論ずるのは妥当でないと思料される。

また、事業量の増加等によつて現場の機関で人員増加の必要を生じた場合は、各部局における事業量及び事務の繁閑等を考慮し、適切な人員の配置を行い、事業の遂行に支障を来たさないよう考慮していきたい。

六及び七 いわゆる常勤的非常勤職員なるものは、事業遂行上の直接の必要に基いて雇用され、賃金もすべて事業費から支弁されるものであるから事業費の増減に伴つてその員数も増減すべきものであり、これらの職員を直ちに定員化することについては問題がある。

これらの職員の勤務条件の改善については、予算の許す限りにおいて、人事院の判定の趣旨にそうよう関係機関において努力する所存である。

常勤勞務者 29 年度予算定員数

省 庁 名	員 数	省 庁 名	員 数
会 計 検 査 院	16	大 蔵 省	745
人 事 院	11	文 部 省	2,334
法 制 局	2	厚 生 省	1,633
総 理 府 本 府	749	農 林 省 本 省	3,329
警 察 庁	62	食 糧 庁	2,352
国 家 消 防 本 部	18	水 産 庁	150
宮 内 庁	3	林 野 庁	9,468
調 達 庁	31	計	15,299
行 政 管 理 庁	71	運 輸 省	2,158
北 海 道 開 発 庁	2,191	郵 政 省	0
自 治 庁	31	労 働 省	2,264
経 済 審 議 庁	86	建 設 省	6,120
計	3,244	合 計	34,798
法 務 省	949		
外 務 省	25		

参質二二第一号

昭和三十年五月二十四日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

参議院議長 河井 彌 八 殿

参議院議員田中一君提出国家公務員法を適用される職員の中現業的職務にある職員の人事行政に関する質問に対する答弁書の補足を別紙のとおり送付する。

追て、本答弁書の補足は、昭和三十年四月九日内閣二三質第一号により答弁した一の質問事項について、本答弁書であるから念のため申し添える。

参議院議員田中一君提出国家公務員法を適用される職員の中現業的職務にある職員の人事行政に關する質問に対する答弁書の補足

土木營繕事業關係の事業費等調査

土木事業關係

北海道開発庁

区分	年度別	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年
直營施工費		一、〇七一、九一六 <small>千円</small>	三、三〇二、一九九 <small>千円</small>	三、九八二、一四七 <small>千円</small>	二、一七五、〇一三 <small>千円</small>
請負施工費		四、五六九、七四六	四、七五一、九四五	八、〇八四、九六五	八、〇六五、八九四
事業費計		五、六四一、六六二	八、〇五四、一四四一 <small>二人</small>	一二、〇六七、一一二一 <small>一人</small>	二、四〇〇、九〇七 <small>一人</small>
従事職員数		三、六二一 <small>人</small>	四、〇一九 <small>人</small>	四、三四三 <small>人</small>	四、五五九 <small>人</small>
一人当り消化額		一、五五八 <small>千円</small>	二、〇〇四 <small>千円</small>	二、七七九 <small>千円</small>	二、二四六 <small>千円</small>
(注) 一、従事職員数は当該事業に關係する定員内職員及び常勤勞務者とする。					
營繕事業關係					
文部省					
区分	年度別	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年
直營施工費		千円	千円	千円	千円
請負施工費		五六〇、二五五	八一五、四二〇	九八九、八四三	九四九、九〇三

事業費数	五六〇、二五五	八一五、四二〇	九八九、八四三	九四九、九〇三
従事職員数	一二六人	一一九人	一一九人	一一一人
一人当り消化額	四、四四六千円	六、八五二千円	八、三二六千円	八、五五八千円

(注) 一、従事職員数は当該事業に關係する定員内職員及び常勤勞務者とする。

二、事業費の中には受託事業費を含む。

營繕事業關係 厚生省

区分年度別	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年
-------	--------	--------	--------	--------

直營施工費	千円	千円	千円	千円
-------	----	----	----	----

請負施工費	二、三六六、七一一	三、七七八、九六七	四、四二六、八五七	四、五六三、三三六
-------	-----------	-----------	-----------	-----------

事業費計	二、三六六、七一一	三、七七八、九六七	四、四二六、八五七	四、五六三、三三六
------	-----------	-----------	-----------	-----------

従事職員数	人	人	人	人
-------	---	---	---	---

一人当り消化額	千円	千円	千円	千円
---------	----	----	----	----

土木事業關係 農林省 林野庁

区分年度別	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年
-------	--------	--------	--------	--------

直營施工費	千円	千円	千円	千円
-------	----	----	----	----

請負施工費	五〇、七五六	一三九、七九三	二八一、六一三	一一〇、〇八三
事業費計	六五〇、一九〇	七一六、五八二	九二七、八四六	四〇六、五一四
従事職員数	二一九人	二三九人	二六七人	二一七人
一人当り消化額	二、九六九千円	二、九九一 千円	三、四六五 千円	一、八七一 千円

(注) 一、従事職員数は当該事業に關係する定員内職員及び常勤勞務者とする。

土木(營繕)事業關係

農林省農地局

区分	昭和二十六年度	昭和二十七年度	昭和二十八年度	昭和二十九年度
直管施工費	一、九八七、六六四千円	一、九七三、四〇四千円	二、五二七、九九四千円	二、四八八、三六九千円
請負施工費	三、一四八、八三〇	四、四五六、六七三	五、八三〇、二四八	六、〇八九、九八三
事業費計	五、一三六、四九四	六、四三〇、〇七七	八、三五八、二四二	八、五七八、三五二
従事職員数	三、〇三〇人	二、九一一人	二、七六二人	二、七六四人
一人当り消化額	一、六九五千円	二、二〇九千円	三、〇一九千円	三、一〇四千円
土木事業關係			運輸省港湾建設局	

区分	昭和二十六年度	昭和二十七年度	昭和二十八年度	昭和二十九年度
直管施工費	一、八四七、〇〇〇千円	三、〇七四、〇〇〇千円	三、八六八、〇〇〇千円	二、八九八、〇〇〇千円

請負施工費	四六三、〇〇〇	八五二、〇〇〇	一、九九二、〇〇〇	一、三三九、〇〇〇
事業費計	二、三一〇、〇〇〇	三、九二六、〇〇〇	五、八六〇、〇〇〇	四、二三七、〇〇〇
従事職員数	五、〇六九人	四、八六一人	四、八五九人	四、七七九人
一人当り消化額	千円 四五六	千円 八〇八	千円 一、二〇六	千円 八八七

(注) 一、従事職員数は当該事業に關係する定員内職員及び常勤勞務者とする。

二、事業費のうちには受託事業費を含む。

土木事業 関係(公共事業)

日本国有鉄道工事事務所

区分—年度別	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年
直営施工費	千円 二一四、〇〇〇	千円 三五一、八〇〇	千円 四三九、九〇〇	千円 五一〇、八〇〇
請負施工費				
事業費計				
従事職員数	七一五人	七五一人	八三五人	八二四人
一人当り消化額	千円 二九九	千円 四六八	千円 五二七	千円 六二〇

(注) 一、従事職員数は当該工事事務所工事区における定員内職員及び直用人夫とする。

二、請負施工工事はない。

三、日本国有鉄道職員は国家公務員法の適用はない。

土木事業関係

建設省

区分	年度別	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年
----	-----	--------	--------	--------	--------

直営施工費	千円	一、二、三三二、〇五一	一、五、六八八、八七一	一、六、五二二、九八六	一、九、六四二、四二七
-------	----	-------------	-------------	-------------	-------------

請負施工費	千円	三、〇五七、七六〇	五、八〇二、七三〇	一、〇一五、三二四	一、三、〇九四、九五一
-------	----	-----------	-----------	-----------	-------------

事業費計	千円	一、五、二八八、八一	一、二、四九一、六〇一	一、二、七、五三八、三一〇	一、三、二、七三七、三七八
------	----	------------	-------------	---------------	---------------

従事職員数	人	一、三、三九八	一、三、二九八	一、三、二九八	一、三、一二四
-------	---	---------	---------	---------	---------

一人当り消化額	千円	一、一四一	一、六一六	二、〇七一	二、四九四
---------	----	-------	-------	-------	-------

(注) 一、従事職員数は当該事業に関係する定員内職員及び常勤労務者とする。

二、事業費は当該年度末における最終予算額を計上した。

三、事業費中には受託費を含む。

営繕事業関係

建設省

区分	年度別	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年
----	-----	--------	--------	--------	--------

直営施工費	千円				
-------	----	--	--	--	--

請負施工費	千円	七、一七三、〇〇〇	一、三、一一八、〇〇〇	二、二、六五〇、〇〇〇	一、七、九四五、〇〇〇
-------	----	-----------	-------------	-------------	-------------

事業費計	千円	七、一七三、〇〇〇	一、三、一一八、〇〇〇	二、二、六五〇、〇〇〇	一、七、九四五、〇〇〇
------	----	-----------	-------------	-------------	-------------

従事職員数	一、一七一	一人	一、八四六	一人	一、八三五	一人	一、九五四	一人
一人当り消化額	六、二二六	千円	七、一〇六	千円	一一、七九八	千円	九、一八四	千円

(注) 上記請負施工費の内には北海道開発局の分も含む。

内閣参質二二第一号

昭和三十年六月十七日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

参議院議長 河井 彌 八殿

参議院議員田中一君提出国家公務員法を適用される職員の中現業的職務にある職員の人事行政に関する質問に対する答弁書の補足を別紙のとおり送付する。

追て、本答弁書の補足は、昭和三十年四月九日内閣参質二二第一号により答弁した二の質問事項に

ついでに調査結果であるから念のため申し添える。

参議院議員田中一君提出国家公務員法を適用される職員の中現業的職務にある職員の人事行政に関する質問に対する答弁書の補足

1. 常勤労務者等在職状況統計表

(昭和30年4月1日現在)(人事院調査)

1. 本統計について

この統計は、人事院規則2—6(人事統計報告)に定められている常勤労務者等在職状況四半期統計報告によつて年4回(1月、4月、7月、10月の各月1日現在)各省庁から定期的に報告の提出を求め(今回が最初である)、それを集計して作成したものである。なお、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法適用者——いわゆる五現業の職員——は別表(Ⅲ表)にしてある。

2. 職名の分類について

この統計で用いられている職名の分類は、次に示す基準によつてなされている。

(1) 「労務職員」

守衛巡視、小使、給仕、人夫、作業員、土木工夫、雑役夫、清掃人、消毒夫、炊事夫、現場労務者等いわゆる単純な労務に服する職員

(2) 「一般技能職員」

三 大工、石工、電工、自動車運転手、自動車助手、電話交換手、昇降機手、栄養士、調理士、理髪士、青写真工、製材工、溶接工、組立工、機械操作手、印刷工、修理工、映写技術士等肉体労働と関連ある特殊の技能経験を必要とする職務に従事する職員

(3) 「船舶技能職員」

船舶乗組員であつて、船長、機関長、甲板員、機関員等船舶に関する特殊の技能経験を必要とする職務に従事する職員

(4) 「事務職員」

一般事務に従事する職員

(5) 「一般技術職員」

技術指導、設計、実験等一般技術に従事する職員

(6) 「医療職員」

医師、歯科医師、薬剤師である職員

(7) 「医療技術職員」

看護婦、保健婦、助産婦、看護助手、レントゲン技術者、病理細菌技術者、歯科技工、義し工、歯科衛生士等医療技術的職務に従事する職員

(8) 「その他」

(1)から(7)までのいずれの分類にもよりたい職員を一括したが、備考欄にその省庁におけるおもなものについての注を加えた。

3. 結果の概要

一般職国家公務員のうち、常勤労務者等在職職員数は4月1日現在で25,338名であり、これを職名別にみると第1表のとおりで、事務職員が最も多く9,552人で全体の約40%である。次いで一般技能職員の4,312人、一般技術職員の4,206人、労務職員の3,407人等の順となつている。

次に、在職者の多い省庁とその在職者数をみると第2表のとおりで、建設省の在職者数が最も多く6,067人、次は農林省の3,285人、

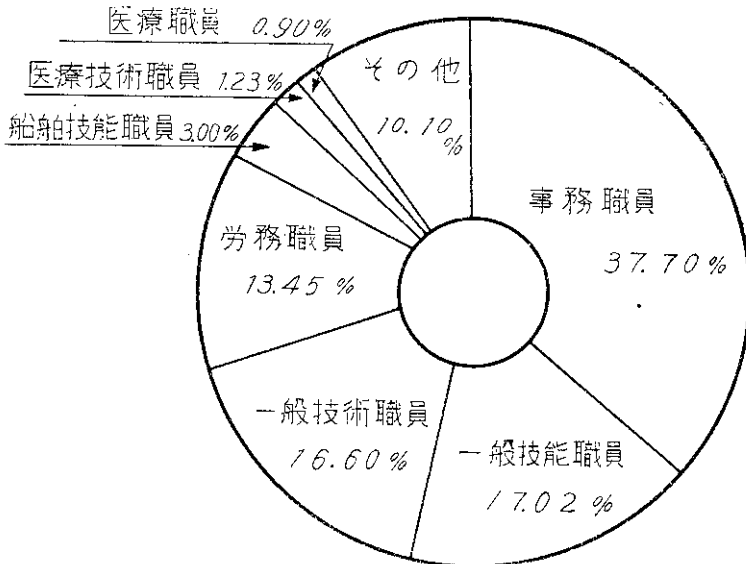
次いで労働省、食糧庁、国立学校(文部省)、北海道開発庁等となり
いずれも2千人を超える在職者を持つており、以上の省庁のみで全
在職者数の約85%になる。また、級別(一般俸給表の職務の級で
表わす)に在職者数をみるとその構成は第3図のとおりで、4級が
一番多く、次いで3級、5級、6級、7級の順に多く、以上の3級
から7級までの在職者で全体の約95%になる。

4月1日現在在職者のいない省庁は統計表にのせてない。

第 1 表 職名別在職者数

職名	在職者数	%
事務職員	9,552	37.70
一般技能職員	4,312	17.02
一般技術職員	4,206	16.60
労務職員	3,407	13.45
船舶技能職員	761	3.00
医療技術職員	312	1.23
医療職員	227	0.90
その他	2,561	10.10
計	25,338	100.00

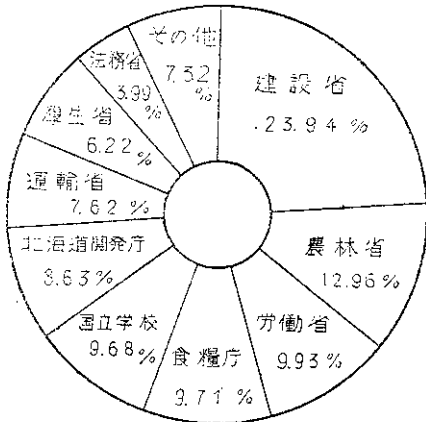
第 1 図 在職者数職名別百分比



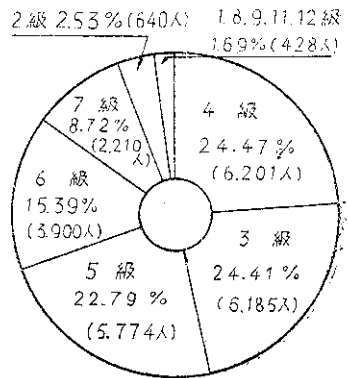
第 2 表 主要省庁別在職者数

省 庁 名	在 職 者 数	%
建 設 省	6,067	23.94
農 林 省	3,285	12.96
労 働 省	2,517	9.93
食 糧 庁	2,460	9.71
(文部省) 国立学校	2,452	9.68
北 海 道 開 発 庁	2,186	8.63
運 輸 省	1,930	7.62
厚 生 省	1,575	6.22
法 務 省	1,010	3.99
そ の 他	1,856	7.32
計	25,338	100.00

第 2 図 在職者数省庁別百分比



第 3 図 在職者数級別百分比



別 在 職 者 数

一 般 技術職員	医療職員	医 療 技術職員	そ の 他	計	備 考
				14	
	1	2		9	
				2	
		4		97	
				32	
14				17	
			1	109	
	10	11		31	
				80	
489			1	2,186	
	1			34	
1		1		44	
	3	4		1,010	
				49	
		5		230	
	7	16		266	
	5	51		403	
47		2	1	122	
206	36	174	23	2,452	研究補助員
				16	
39	163	25	103	1,575	教官ほか
1,751				3,285	
33			2,427	2,460	農産物検査補助員
		1		153	

I 省 庁 別、職 名

省 庁 名	職 名	勞務職員	一技能職員	船技能職員	事務職員
会 計 檢 査 院		10	4		
人 事 院		3	3		
法 務 局		2			
総 理 府		2	3		88
警 察 庁					32
国 家 消 防 本 部					3
宮 内 庁		71	34		3
調 達 庁		9	1		
行 政 管 理 庁		11	7		62
北 海 道 開 発 庁		483	553	98	562
自 治 庁					33
経 済 審 議 庁					42
法 務 省		105	43		855
検 察 庁		24			25
外 務 省		15	8		202
大 蔵 省		74	37	60	72
国 税 庁		222	91		34
文 部 省		31	10		31
国 立 学 校		836	379	17	781
文 化 財 保 護 委 員 会		6	3		7
厚 生 省		174	3	10	1,058
農 林 省		574	199	25	736
食 糧 庁					
林 野 庁		10	9		133

一般 技術職員	医療職員	医療 技術職員	その他	計	備考
66			2	148	養魚手
263	1	7	3	1,930	潜水夫
				2,517	
1,297		9		6,067	
4,206	227	312	2,561	25,338	

省 庁 名	職 名	勞 務 職 員	一 般 職 員	船 技 能 職 員	船 技 能 職 員	事 務 職 員
水 産 庁		7	1	15		57
運 輸 省		283	332	536		505
勞 働 省		10	20			2,487
建 設 省		445	2,572			1,744
	計	3,407	4,312	761		9,552

在 職 者 数 (昭和30年4月1日現在)

8	7	6	5	4	3	2	1	計
		6	2	5	1			14
		2	3	2		2		9
			1	1				2
1	16	24	7	16	31	1		97
			1	10	21			32
	1		2	2	12			17
	1	19	24	18	39	8		109
4	4	6	15					31
		1	6	30	36	7		80
4	327	597	439	675	138	6		2,186
	1		1	5	27			34
1	1	7	8	10	17			44
	3	12	46	151	728	58	12	1,010
		1		1	41	5	1	49
5	16	18	36	50	80	12		230
4	10	16	36	67	100	18	6	266
1	13	50	146	105	61	6	18	403
2	4	10	23	33	37	4	1	122
	43	140	348	746	962	163	50	2,452
			4	5	7			16
2	7	33	128	203	1,094	100	4	1,575
67	166	293	804	1,076	677	183	18	3,285
	81	367	1,319	649	44			2,460
	5	42	37	58	11			153

II 省 庁 別、級 別

省 庁 名	級	15	14	13	12	11	10	9
会 計 検 査 院								
人 事 院								
法 制 局								
総 理 府							1	
警 察 庁								
国 家 消 防 本 部								
宮 内 庁								
調 達 庁								2
行 政 管 理 庁								
北 海 道 開 発 庁								
自 治 庁								
経 済 審 議 庁								
法 務 省								
検 察 庁								
外 務 省								13
大 蔵 省					2	2	2	3
国 税 庁								3
文 部 省							3	
国 立 学 校								
文化財保護委員会								
厚 生 省								4
農 林 省								1
食 糧 庁								
林 野 庁								

8	7	6	5	4	3	2	1	計
		4	24	63	54	2	1	148
7	194	508	642	412	164	3		1,930
	2	46	204	543	1,659	59	4	2,517
177	1,315	1,698	1,463	1,265	144	3		6,067
275	2,210	3,900	5,774	6,201	6,185	640	115	25,338

関する特例法適用職員省庁別職名別在職者数

一 般 技術職員	医療職員	医 療 技術職員	そ の 他	計	備 考
	1	4		45	
				150	
		55		9,386	
				0	
		91	955	2,024	郵政研修生
	1	150	955	11,605	

省庁名 \ 級	15	14	13	12	11	10	9
水産庁							
運輸省							
労働省							
建設省						2	
計				2	2	8	26

Ⅲ 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に

省庁名 \ 職名	労務職員	一般技能職員	船舶技能職員	事務職員
造幣局	19	20		1
印刷局	150			
林野庁	1,591	3,364	11	4,365
通商産業省				
郵政省		434		544
計	1,760	3,818	11	4,910

2. 非常勤職員在職状況統計表

(昭和30年4月1日現在)(人事院調査)

1. 本統計について

この統計は、人事院規則2—6(人事統計報告)によつて各省庁から定期的に報告の提出を求め、それを集計して作成したものであり、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法適用者——いわゆる五現業の職員——は対象外であるが参考のため末尾にのせた。なお、4月1日現在で非常勤職員のいない省庁は本統計表にのせていない。

2. 官職の分類の基準について

(1) 「渉外事務連絡員等」から「労務者」までの各官職名は、昭和27年人事院指令8—2(人事院規則8—12(職員の任免)第14条の規定に基く官職の指定)別表に、国の各機関に共通なものとして示されているものである。なお、「渉外事務連絡員等」とは、「渉外事務連絡員」、「翻訳員」、「通訳員」を合わせたものであり、「労務者」とは、「人夫作業員等単純な労務に服する者」の略である。

在 職 者 数

事務補佐員	技術補佐員	統計調査員	労務者	審の議委員会等	各種顧問	各種補佐員	その他	計
1,985	459	53,084	56,611	20,112	52	102,581	286,132	529,045
2,006	351	201,506	42,126	25,328	44	69,903	73,258	420,049
71	△ 108	148,422	△ 14,485	5,216	△ 8	△ 32,678	△ 212,874	△ 108,996

- (2) 「審議会等の委員等」とは、審議会・審査会・協議会・調査会・評議員会等の委員・予備委員・臨時委員・幹事・書記等および上記以外の各種委員すなわち専門試験委員・刀剣審査委員等をまとめたものである。
- (3) 「各種顧問」とは、外務省顧問・通商産業省顧問とか法律顧問等の顧問という名称のつくものをまとめたものである。
- (4) 「各種補助補佐員」とは事務補助員・技術補助員試験補助員等とか教務補佐員・指導補佐員等のように補助員または補佐員という名称のついたものをまとめたものである。
- (5) 「その他」には、前(1)～(4)に該当しないものを一括したが、備考欄にその省庁におけるおもなものについての注を加えた。

3. 結果の概要

一般職国家公務員のうち、非常勤官職を占める職員は、4月1日現在で約42万人で昨年10月1日現在の約53万人と比べると約11万人減少をみせている。

これを第1表の官職名別に見ると大きく減っているのは、「その

第1表 月別官職別

年 月 日 等	官 職 名	渉 連 外 務 事 務 等	調 査 員	講 師	研 究 員	医 員	薬 劑 員	香 護 婦
昭和29年10月1日		24	1,189	4,781	139	1,850	5	91
昭和30年4月1日		8	204	3,378	100	1,760	8	69
増 △ 減 △		16 △	985 △	1,403 △	39 △	90 △	3 △	22 △

他」の 212,874 人、「各種補助補佐員」の 32,678 人の減少である。これは、「その他」から農林省(作物調査員、農作物被害報告員等)で、「各種補助補佐員」は食糧庁(食糧管理事務補助員)で大きく減つたためである。その他では「労務者」・「講師」・「調査員」等が減少を示している。増加の方では、「統計調査員」が 148,422 人大きくふえている。これは農林省で 4 月 1 日から、統計調査員制度再編措置により、作物調査員、農作物被害報告員等の職名が変り、その一部が統計調査員となつたためである。その他では、「審議会等の委員等」・「事務補佐員」等がふえている。

次に在職者の多い省庁とその在職者数をみると第 2 表のとおりで、相変らず農林省の在職者が群を抜いて多く、その数は約 23 万人で全体の 54.65% がこの省に在職している。次は食糧庁、法務省、建設省、文部省の順にいずれも 1 万人を越える在職者を持つており、以上の省庁の在職者で全体の 92% になる。

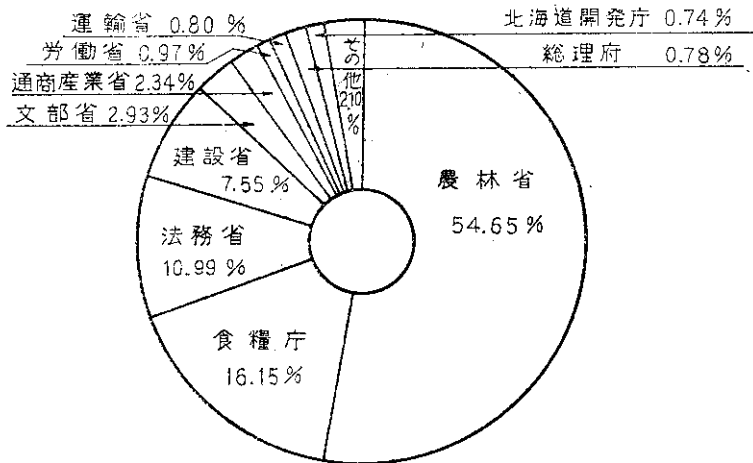
また、在職者の多い官職は、第 3 表と第 2 図のとおりで、農林省、通産省の統計調査員(約 20 万 1 千人全体の 47%)、食糧庁の食糧管理事務補助員(約 6 万 5 千人 15%) 建設省、農林省等の労務者(約 4 万 2 千人 10%) 等である。

労務者は建設省に非常に多く、約 2 万 5 千人、全労務者の 60% がこの省に在職する。次いで文部省、農林省、北海道開発庁等に多く見られる(第 4 表と第 3 図)。

第2表 主要省庁別在職者数

省 庁 名	在 職 者 数	%
農 林 省	229,528	54.65
食 糧 庁	67,823	16.15
法 務 省	46,134	10.99
建 設 省	31,703	7.55
文 部 省	12,279	2.93
通 商 産 業 省	9,838	2.34
労 働 省	4,171	0.97
運 輸 省	3,370	0.80
総 理 府	3,282	0.78
北 海 道 開 発 庁	3,121	0.74
そ の 他	8,800	2.10
計	420,049	100.00

第1図 在職者数省庁別百分比

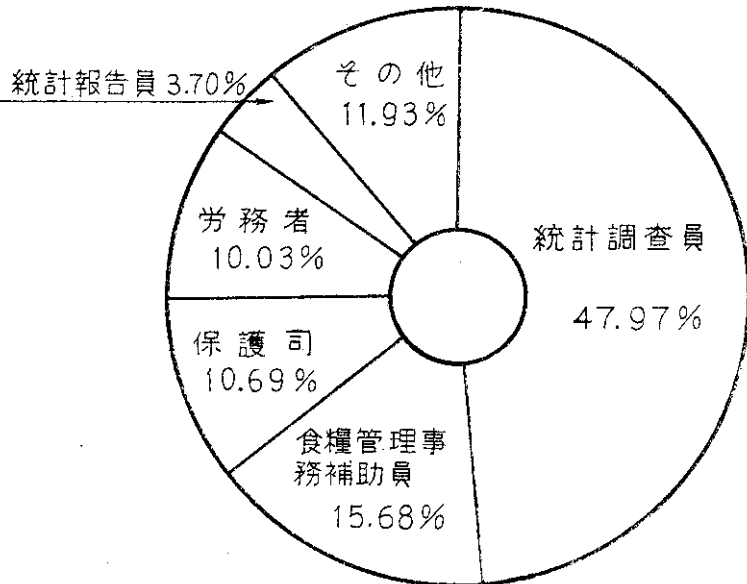


第3表 主要官職別在職者数

官 職 名	在 職 者 数	%
統 計 調 査 員	201,506	47.97
食糧管理事務補助員	65,861	15.68
保 護 司	44,905	10.69
労 務 者	42,126	10.03
統 計 報 告 員	15,540	3.70
そ の 他	50,111	11.93
計	420,049	100.00

注 本表の「その他」は第1表の「その他」とは異なる。

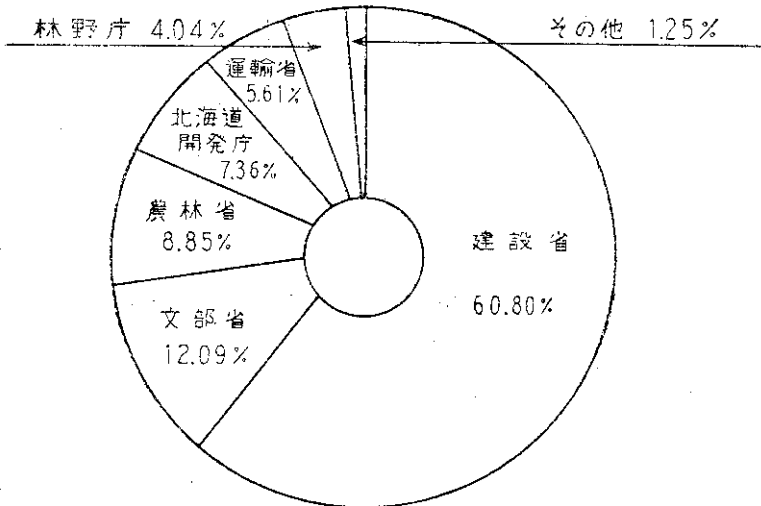
第2図 在職者数官職別百分比



第4表 主要省庁別労務者在職者数

省 庁 名	在 職 者 数	%
建 設 省	25,613	60.80
文 部 省	5,095	12.09
農 林 省	3,728	8.85
北 海 道 開 発 庁	3,101	7.36
運 輸 省	2,363	5.61
林 野 庁	1,701	4.04
そ の 他	525	1.25
計	42,126	100.00

第3図 労務者省庁別百分比



I 月別、省庁別在職者数

年 月 日 省 庁 名	昭和 29 年 1 月 1 日	昭和 29 年 4 月 1 日	昭和 29 年 10 月 1 日	昭和 30 年 4 月 1 日
会 計 検 査 院	1	1	1	1
人 事 院	45	34	57	105
総 理 府 本 府	2,470	2,225	2,097	3,282
国家地方警察本部	2,690	2,706	昭和29年7月 1日廃庁	—
警 察 庁	—	昭和29年7月 1日新設	1,971	2,045
国 家 消 防 本 部	20	4	2	3
宮 内 庁	128	197	83	79
調 達 庁	195	198	171	251
行 政 管 理 庁	101	16	17	17
自 治 庁	58	14	18	20
経 済 審 議 庁	30	16	37	38
北 海 道 開 発 庁	4,236	2,960	2,950	3,121
法 務 省 本 省	42,288	42,536	41,527	46,134
司法試験管理委員会	3	19	61	19
公安審査委員会	3	3	3	3
外 務 省	328	308	318	95
大 蔵 省 本 省	613	748	576	239
国 税 庁	1,690	1,749	1,485	1,190
文 部 省 本 省	9,270	8,966	12,699	12,279
文化財保護委員会	436	421	421	407
厚 生 省 本 省	1,695	1,436	1,899	1,092
引 揚 援 護 庁	59	昭和29年4月 1日からの内閣	—	—
農 林 省 本 省	283,984	275,752	299,131	229,528
食 糧 庁	42,423	33,604	100,487	67,823

年 月 日 省 庁 名	昭 和 29 年 1 月 1 日	昭 和 29 年 4 月 1 日	昭 和 29 年 10 月 1 日	昭 和 30 年 4 月 1 日
林 野 庁	217	114	1,722	1,743
水 産 庁	209	226	245	38
通 商 産 業 省 本 省	10,949	11,280	11,914	9,838
特 許 庁	88	103	109	118
中 小 企 業 庁	100	153	119	114
運 輸 省 本 省	4,319	3,619	4,021	3,370
捕 獲 審 査 再 審 査 委 員 会	12	12	12	12
船 員 労 働 委 員 会	171	171	171	170
海 上 保 安 庁	769	772	794	765
海 難 審 判 庁	41	41	38	38
郵 政 省	82	91	86	79
労 働 省 本 省	5,258	4,355	4,490	4,171
中 央 労 働 委 員 会	21	21	21	21
公 共 企 業 体 等 仲 裁 調 停 諸 委 員 会	95	91	91	92
建 設 省 本 省	35,727	35,131	39,201	31,703
住 宅 金 融 公 庫	—	—	—	6
計	450,824	430,093	529,045	420,049

別 在 職 者 数 (昭和30年4月1日現在)

技術補佐員	統計調査員	労務者	審議会等 の等	各種顧問	各種補助補佐員	その他	計	備考 (「その他」のうちの おもなもの)
							1	
			91				105	
			1,753			455	3,282	臨時集計員
1		7				2,021	2,045	密航監視哨員
							3	
10		51				12	79	楽生
			250				251	
			16				17	
			11			9	20	参与
			21			16	38	部員
		3,101	20				3,121	
26			1,006	1		44,907	46,134	保護司
			19				19	
			3				3	
2			32	4		2	95	参与
			188			2	239	参与
41		65	208		316		1,190	
100		5,095	2,700		103	467	12,279	臨時筆生
9			348			27	407	臨時筆生
5	1	7	647				1,092	
8	200,000	3,728	480		504	24,761	229,528	農林統計報告員 水産

Ⅱ 省 庁 別、官 職

省 庁 名	官 職 名	渉 連 外 務 事 務 等	調 査 員	講 師	研 究 員	医 員	薬 劑 員	看 護 婦	事 務 補 佐 員
	会 計 検 査 員					1			
	人 事 院								14
	総 理 府 本 府					9			1,065
	警 察 庁			2		9			5
	國 家 消 防 本 部								3
	宮 内 庁		2						4
	調 達 庁					1			
	行 政 管 理 庁				1				
	自 治 庁								
	經 済 審 議 庁		1						
	北 海 道 開 発 庁								
	法 務 省 本 省			32		126	2	6	28
	司 法 試 験 管 理 委 員 会								
	公 安 審 査 委 員 会								
	外 務 省		50			3			2
	大 蔵 省 本 省		5			40	1	3	
	國 稅 庁		1		1	494	1	13	50
	文 部 省 本 省	3	42	3,251	58	419		4	37
	文 化 財 保 護 委 員 会	1	17		5				
	厚 生 省		5	9	2	332			84
	農 林 省 本 省		10		23	11	1	2	

別 在 職 者 数(統) (昭和30年4月1日現在)

技術補佐員	統計調査員	労務者	審議会員等の等	各種顧問	各種補助補佐員	その他	計	備考 (「その他」のうちの おもなもの)
					67,746	33	67,823	サイロ作業員
		1,701	30				1,743	
8						9	38	漁業取締監視員
	1,505		8,118	37		97	9,838	気象観測員 水位
			104				118	
			58				114	
141		2,363	556		6	199	3,370	気象観測員
			7				12	
			170				170	
		388			361		765	
						38	38	参審員
		7	72				79	
			2,381		867	202	4,171	臨時集計員
			21				21	
			92				92	
		25,613	5,926	2			31,703	
						1	6	衛生管理者
351	201,506	42,126	25,328	44	69,903	73,258	420,049	

II 省庁別、官職

省 庁	官 職 名	渉 連 外 絡 事 務 等	調 査 員	講 師	研 究 員	医 員	薬 劑 員	看 護 婦	事 務 補 佐 員
	食糧庁					44			
	林野庁				7	5			
	水産庁	2		13		1			5
	通商産業省本省	2	14		2	39		18	6
	特許庁								14
	中小企業庁		56						
	運輸省本省			65		16	1	11	12
	捕獲審檢再審査委員会								5
	船員労働委員会								
	海上保安庁			2		10		4	
	海難審判庁								
	郵政省								
	労働省本省					45	1	3	672
	中央労働委員会								
	公共企業体等仲裁調停諸委員会								
	建設省本省		1	4	1	153		3	
	住宅金融公庫					2	1	2	
	計	8	204	3,378	100	1,760	8	69	2,006

に関する特例法適用職員在職者数 (昭和30年4月1日現在)

技術補佐員	統計調査員	労務者	審議会等の等	各種顧問	各種補助補佐員	その他	計	備考 (「その他」のうちの おもなもの)
		15					15	
2							25	
1		93,236					93,660	
							9	
4		660			8,075		8,954	
7		93,911			8,075		102,663	

Ⅲ 国の経営する企業に勤務する職員の給与等

省 庁 名	官 職 名	渉 外 事 務 等	調 査 員	講 師	研 究 員	医 員	薬 劑 員	看 護 婦	事 務 補 佐 員	
造	幣	局								
印	刷	局			19		2		2	
林	野	庁		26			378		19	
通	商	産 業 省					9			
郵	政	省	2				34		176	3
	計		2	26	19		423		195	5